

2020年（令和2年）5月7日

保護者の皆様へ

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

国の緊急事態宣言延長に伴う逗子市立小・中学校における
一斉臨時休業の延長について（通知）

日頃より本市の教育にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関し、国は令和2年5月4日の緊急事態宣言の期間延長（令和2年5月31日まで）を発令しました。

逗子市教育委員会としては、逗子市立小・中学校の一斉臨時休業を令和2年5月31日（日）まで延長することとします。休業の期間については、今後の状況により変更することがあります。

また、中学校における部活動については引き続き行いません。

なお、一斉臨時休業期間中の分散や時差等による登校日の設定等については、今後の状況に応じ改めてお知らせします。

臨時休業がさらに長くなることから、各学校には、地域訪問や電話連絡等で児童・生徒の健康状態や生活の様子との把握と、ホームページやメール配信等を活用した情報提供や自主学習教材の提供などの工夫を再度指示しました。

引き続き不要不急の外出は自粛していただき、お子様の健康状態の把握とともに、十分な手洗いうがい、マスクの着用、換気等の新型コロナウイルス感染予防対策をされるようお願いいたします。

問い合わせ

学校教育課長 杵山^{すぎやま}

電話 046-873-1111

（内線 515）